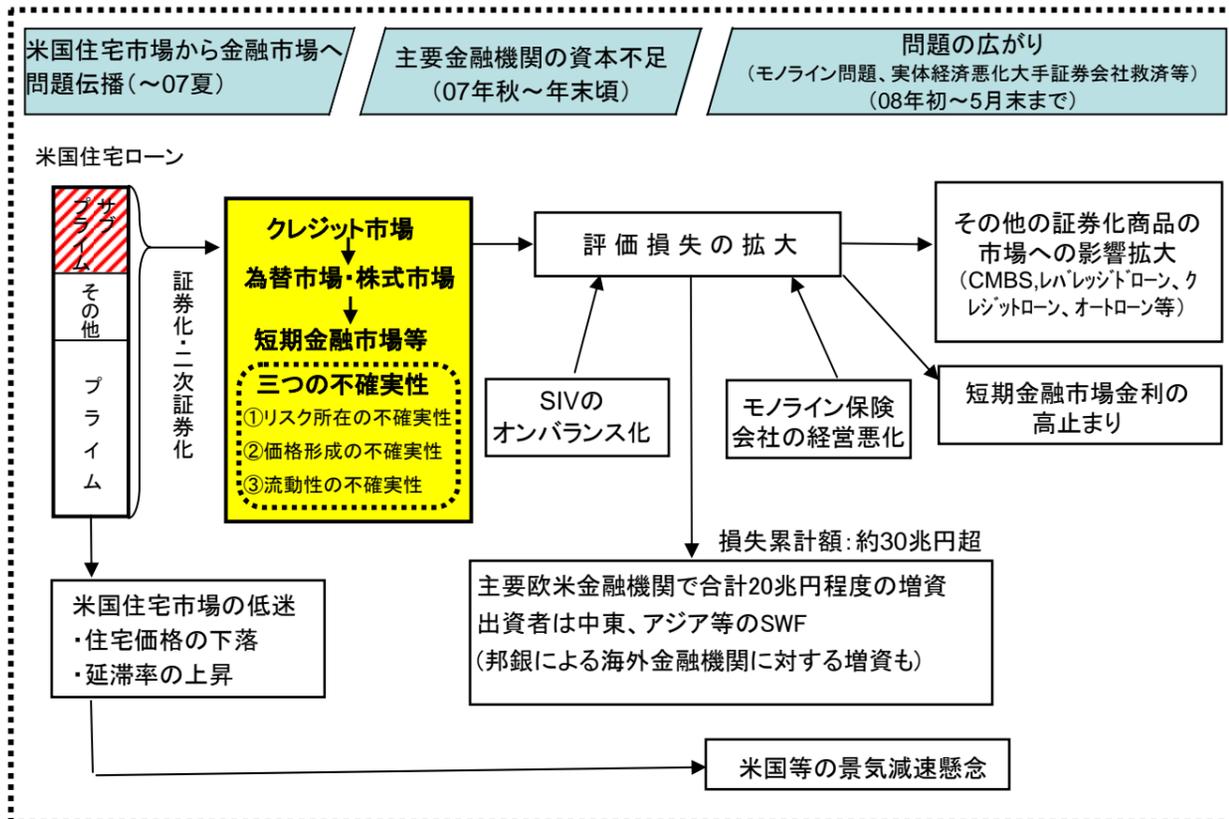


金融市場戦略チーム『第二次報告書～「開かれた金融力のある国」を目指して』の概要

I グローバルな証券化市場における問題の広がり



II 問題解決に向けた取組み

各国政策当局による取組み

- ・借手救済策(HOPE NOW)[米国]
⇒既に40万人超が借り換え・凍結
- ・景気刺激策[米国]
⇒1,000億ドルの戻し減税等
- ・流動性供給手段の拡充
⇒欧米5中央銀行による協調
⇒TAF、TSLF、PDCF(FRB)
- ・モーゲージ市場への流動性供給[米国]

等

国際機関における処方箋の検討

- ・金融安定化フォーラム(FSF)
- ・証券監督者国際機構
⇒報告書を発表

民間関係者等における取組み

- ・格付会社
⇒部内組織の見直し等の実施又は検討

わが国における取組み

- ・市場分析体制の充実・国際的連携強化
⇒監督企画参事官室を設置予定
- ・追跡可能性(Traceability)の確保
⇒金商業者向け監督指針の改正
- ・早期警戒制度の充実等
⇒金商業者に対する早期警戒制度の導入
- ・プリンシプルの提示と最良慣行の模索
⇒14項目のプリンシプルを公表

III 今後の課題について

1. わが国不良債権問題の教訓

- (1)セーフティネットの構築
将来の金融市場の状況を視野にいれ、セーフティネットの整備状況を点検
- (2)流動性危機の背景にあるソルベンシーの問題
流動性リスク管理の高度化と市場ストレス時の健全性状況の把握
- (3)資産査定の対象資産に対する共通の尺度
ディスクロージャーによる市場からの規律付け
- (4)早期発見・早期認識
健全性を大きく損なう前の適切な対応(危機予防)が重要

2. これまでの政策対応や処方箋に対する評価と課題

- FSF、IOSCOの報告書と問題意識を共有・評価
- (1)報告書を高く評価。その的確な実施とフォローアップが重要。
 - (2)先進的な開示・透明性強化が重要(わが国は世界に先駆けて証券化商品等の保有額等を公表)。
 - (3)国際的な金融機関の監督に関する連携強化の枠組み等への積極的な対応。
 - (4)脆弱な銀行に対応するため、必要に応じて公的関与強化の検討の必要性。
 - (5)行動規範改訂を踏まえた格付会社の対応の必要性。

3. グローバルな金融市場に係るわが国としての留意点

- (1)マネーフローの変化への的確な対応、金融・資本市場競争力強化プランの推進、競争制限的な諸制度の不断の点検
- (2)ソブリン・ウェルス・ファンド(SWF)
 - SWFからの投資を含め、内外から多くの資金を集めることが出来る魅力ある金融市場を構築することが課題。
 - 「日本版SWF」については、国民資産の効率運用の観点等から運用のあり方について抜本的検討を含め、幅広く議論する必要
- (3)対内投資促進
 - 対内投資はわが国経済の持続的成長に大きく貢献。規制は必要最小限のものとし、その運用にあたって高い予見可能性の確保が重要。

欧米金融機関は困難に直面する中、わが国金融機関は「攻めの姿勢」で金融仲介機能を果たすべき世界の金融市場に伍して戦える「開かれた金融力のある国」を目指すべき